



「不育症治療費等助成事業」 利用の手引き（申請案内）



♣ 不育症とは・・・？

妊娠はするけれども、流産、死産を繰り返し、結果的に子どもを持っていない場合、「不育症」と呼びます。一般的には、2回以上の流産・死産があれば不育症と診断し、原因を探索します。

♣ 不育症治療費等助成事業とは・・・？

八尾市では、安心して子どもを生み、育てることができるよう、不育症治療費等の負担を軽減するため、流産・死産の既往のある方に対して先進医療として行う不育症検査や保険適用外治療費の一部を助成しています。

1. 助成対象者

医療機関で不育症治療の必要があると医師に診断され、助成対象となる治療を受けた方で、次の①～③すべてに該当する方が対象になります。

①	既往流産・死産回数が2回以上の方。
②	検査実施日または治療開始日から申請日までの間、申請者が八尾市民であること。
③	検査実施日または治療開始日から申請日までの間、法律上の婚姻をしている夫婦または事実婚が確認できる夫婦であること。 ※事実婚の方は夫婦ともに八尾市内の同一住所に住民登録があり、他に配偶者がいないこと。

2. 助成の内容



- ①検査費と②治療費について下記の通り助成します。
※申請期限がそれぞれ異なりますのでご注意ください。

①検査費

以下の検査（流死産の既往のある者に対して先進医療として行われる不育症検査）であって、当該検査の実施機関として届出または承認がなされている保険医療機関で実施するもの（令和4年12月1日以降に実施した検査に限る）。

国が先進医療として告示している不育症検査

- 流死産検体を用いた遺伝子検査（次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査）（令和4年11月30日厚生労働省告示第340号）
- 抗ネオセルフβ2グリコプロテインI複合体抗体検査（令和7年5月30日厚生労働省告示第167号）

厚生労働省 先進医療を実施している医療機関の一覧



★助成額：1回の検査に係る費用の7割に相当する額（千円未満の端数が生じた場合には切り捨て）。ただし、6万円を上限とする。

（②の治療費と合わせて1年度につき30万円を上限とする）

★申請期限：検査が終了した日の属する年度の翌年度4月末まで

②治療費

国内において、医療保険診療を実施している医療機関で受けた治療に要した医療保険適用外の費用（院外薬局で処方された薬代を含む）。

※検査費、診察（管理）費、医薬部外品等による治療費、入院時の室料差額及び食費、通院に要する交通費、文書手数料は助成の対象となりません。

- 低用量アスピリン療法
- ヘパリン療法（ヘパリン在宅自己注射療法を含む）
- その他の療法（不育症の原因が免疫異常または内分泌異常等の理由による不育症治療に要した治療法）

★助成額：①の検査費と合わせて、1年度につき30万円を上限とする。

★申請期限：治療が終了した日（出産または流産等の判定日）から6か月以内

①検査費②治療費合わせて1年度につき30万円まで助成します。

（1年度とは、4月～翌年3月までの1年間です。その間に終了した検査、治療について1年度で合算します。申請日ではなく、検査・治療の終了日の属する年度です）

3. 申請方法

必要な書類を揃えた上で、申請前にこども健康課母子保健係へご連絡ください。

検査については1回の検査ごとに、治療については1治療期間（治療開始日から終了まで）ごとに1回申請できます。複数の医療機関で治療を受けた場合、治療を受けた全ての医療機関の不育症治療費等助成事業受診等証明書が必要です。検査または治療途中での申請はできません。

4. 申請に必要な書類

①	八尾市不育症治療費等助成事業申請書（様式第1号①または②） ※すべての項目に記入してください。
②	八尾市不育症治療費等助成事業受診等証明書（様式第2号①または②） （検査・治療が終了してから受診した医療機関で作成してもらい提出してください。証明書の作成には、各医療機関が定める文書作成料が必要となる場合があります。）
③	◆検査・治療を行った医療機関発行の診療領収書及び診療内容明細書（原本） ◆調剤明細書（原本） （医師の処方により院外薬局で薬の処方を受けた場合は、薬局の領収書及び調剤明細書） ※領収書・明細書等は原本照合後、希望者に返却します。
④	振込先口座が確認できる通帳またはキャッシュカードの写し（申請者名義の口座）
⑤	治療終了日が出産日の場合は、母子健康手帳などの出産したことを証明する書類の写し
⑥	戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） ※発行日から3か月以内のもの。 ※証明書の発行には手数料がかかります。
⑦	住民票（住民基本台帳の情報を閲覧・利用することに同意しない場合） ※住民基本台帳の情報を閲覧・利用することについて、申請者の同意（様式第1号【同意】への署名）があれば提出を省略できます。 ※夫婦のうち、どちらかが八尾市外に住所を有する場合はその方の住民票の写し（発行日から3か月以内のもの）が必要です。

☆事実婚の場合 ⇒ 両人の戸籍謄本（発行日から3か月以内のもの）、
事実婚関係に関する申立書（様式第3号）の提出が必要です。

※申請書等は、八尾市ホームページからダウンロード、または窓口でお渡ししております。



6. 申請についてのQ&A

Q1 治療中ですが、30万円を超えたので申請できますか？

A1 治療中での申請はできません。不育症の治療期間は、その妊娠に関する出産あるいは流産等の時点までとなります。治療終了後6か月以内に申請をしてください。

Q2 第2子の不育症治療は対象になりますか？

A2 回数制限はありませんので、第何子目の治療でも対象となります。

Q3 同じ年度に流産をしたため、2回不育症治療をしました。同じ年度に2回の申請はできますか？（年度とは、4月から翌年3月までの1年間です。）

A3 2回目の申請もできます。ただし、1年度の上限は30万円ですので、2回目の治療は30万円から1回目の助成額を引いた額の範囲で助成します。

例：1回目の助成額が20万円の場合は、2回目は10万円を限度として助成します。

Q4 治療を受けた医療機関以外の薬局で薬剤等の処方を受けた場合の費用は対象になりますか？

A4 受診等証明書の「院外処方の有無」が「あり」の場合のみ、院外の薬局で処方された保険適用外の薬剤費用も対象となります。領収書・明細書の提出が必要です。

Q5 婚姻届を出していないのですが、申請できますか？

A5 婚姻届を提出していなくても、申請は可能です。ただし、事実婚の場合は、夫婦ともに八尾市内の同一住所に住民登録があり、他に配偶者がいないことの証明が必要となります。

Q6 八尾市へ転入する前に開始した不育症治療については対象になりますか？

A6 治療期間・申請日ともに八尾市民であることを要件としておりますので、転入前の治療については対象になりません。転入日以降に受けた治療日分から対象になります。また、同様に転出後の申請も対象になりません。

Q7 令和6年1月1日から3月31日に検査・治療が終了したものを令和6年4月1日から4月30日に申請する場合、助成額はどちらの年度のものになりますか？

A7 検査・治療の終了日が属する年度になりますので、この場合令和5年度になります。



<問い合わせ先・申請先>

八尾市こども若者部 こども健康課 母子保健係

〒581-0833 八尾市旭ヶ丘5丁目85-16（保健センター3階）

電話：072-993-7500 FAX：072-924-6005

Mail アドレス：kodomokenko@city.yao.osaka.jp